

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成27年1月21日（水）午後2時から午後3時43分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 増田 啓祐（津地方裁判所刑事部総括裁判官）

裁判官 後藤 博（津地方裁判所長）

裁判官 水野 将徳（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 森川 奈津（津地方検察庁検事）

弁護士 中川 大河（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 2番，4番～8番 6人（1番及び3番は欠席）

4 議事概要

（司会）

裁判員制度は施行から5年が経過し、津地裁でも85件の事件が審理されてきました。裁判員制度は、皆様の御理解、御協力のおかげで概ね順調に運用されているとの評価をいただいているようではありますが、つぶさに細かく見ていくとまだまだ改善すべき点はたくさんあるように思います。また、何より絶え間ない努力により、初めて安定した制度の実施が可能になるものと考えております。裁判所、検察官、弁護士といった法曹三者は、国民の皆様の視点や感覚を反映した刑事裁判を実現するために、皆様に分かりやすい裁判あるいは主体的に関わってもらえる裁判を目指していろいろな努力をしているところです。本日は、そのような努力がどこまで裁判員の皆様に伝わっているのか、実際の審議や評議で活かされているのかという観点から、裁判員経験者の御意見あるいは御感想をおうかがいしたいと考えております。裁判員裁判に御参加いただいた際には、アンケート

トに記入していただいております、どちらかというと、分かりやすかった、よかったという評価をいただいていることが多かったように思いますが、本日は、是非とも辛口の観点から、厳しい御意見も含めてお話をうかがいたいと思っております。

それでは、これから意見交換会に入らせていただきますが、最初に裁判員裁判経験者の皆様に、それぞれが御担当されました事件について、どのような事件であったかという事件の概要について御紹介いただきたいと思います。

(2番)

私の担当した事件は、平成25年の元旦に起こった事件で、日本銀行券の偽造行使というものでした。その審議に平成26年2月19日から1週間の審議及び結審に携わりました。

(司会)

偽造通貨行使罪の事件で、日本銀行券が偽造かどうかという点と、偽造であることを被告人が認識していたかどうかという点が争われた事件でしたね。

(2番)

そうですね。作ったという事案ではなく、使ったかどうかの事案で、被告人本人が偽造であることを認識して使ったかが大きな争点でした。

(4番)

私が担当した事件は、平成25年11月に御主人が奥様の浮気を疑って殺害したという殺人事件でした。

(司会)

私も一緒に裁判した事件でしたが、被告人が殺人を犯したことは認めており、犯行態様として、ハンマーで叩いたり、包丁で刺したりして殺害したという事件でしたね。

(5番)

私の携わった事件は、平成25年に行われた強盗致傷の事件でした。

(司会)

これは、私が関与した事件ではないのですが、うかがったところによるとコンビニで万引きした後、追いかけてきた店長に車のドアをぶつけてけがをさせたという事件でしたね。ドアをぶつけたことを分かっていたかどうかや、他に万引き事件もあって、その事件について本当に盗ったかどうかについて、そして、被告人が検察庁で供述したことを書いた調書について、任意性（自分の意思に基づいて作られたものか）が問題になった事件ということによろしかったですか。

(5番)

はい。

(6番)

私が担当した事件は、住居侵入及び強盗致傷の事件でした。被告人は素直に認めていて、スムーズに裁判が行われていたと思います。

(司会)

これも私が関与した事件ではないのですが、人の家に入って、暴行を加えて財布を奪ったという強盗致傷ということによろしかったですか。

(6番)

そうですね。

(7番)

会社役員である被告人が、義理の弟でもあり、会社の従業員でもある被害者を殺害したという殺人事件でした。

(8番)

7番の方と同じ裁判を担当しました。運送会社の社長が殺人依頼を2回行ったが、それが行われなかったので、自分で殺害を決意して、トラックの外で包丁とかを使って殺害した事件でした。

(司会)

7番と8番の方が担当した事件は、私が裁判長として携わった事件で、被告人は殺人については認めていたが、争いというところまではいかないけれども、い

きさつについて、被告人にも言い分があったという事件でしたね。

今日の意見交換は、手続の流れに従って進めていきたいと思います。具体的に言いますと、まず冒頭陳述について御意見をうかがって、続いて証拠調べについて、証人尋問あるいは書証等の証拠の取調べについておうかがいし、さらに評議について、内容はともかくとして、感想をお聞きするという流れで進めていきたいと思います。

まず、冒頭陳述についてですが、審理が始まると最初に被告人が人違いでないかという確認をし、その後起訴状が読み上げられて、被告人及び弁護人が起訴状の内容について、「そのとおり間違いない。」とか「間違っている。」とか述べて、その後、検察官、弁護人から、その事件についてそれぞれが考えるあらましが述べられます。その部分が冒頭陳述ということになります。冒頭陳述というのは、その後証拠調べを進めるに当たって、どういう審理をするのか、どういう証拠調べをするのかというポイントを皆様に御理解いただくという目的もあってやっているのですが、実際、冒頭陳述を聴かれた段階で、その後の裁判で自分たちがどういうことを注意して見聞きしたらいいのかについて、御理解いただけたかどうかをお聞きしたいと思っています。冒頭陳述を聴いて、事件のポイントがどこにあるのか十分理解できたかどうかについて御意見をお伺いします。

(5番)

最初の資料ということでしょうか。

(司会)

そうですね。よく色刷りの壁新聞のような紙を配られるかと思いますが、検察官の証明しようとする事実はこのことですよと言ってプレゼンテーションをし、次に同じように弁護人からもプレゼンテーションがあると思います。それをお聴きになって、これからこんな裁判になるのだなと、あるいは、こういうことに注意して裁判を見聞きすればいいのだなということを御理解いただけたかどうか

ついて、お聞きしたいと思っています。

(5番)

分かりやすかったと思います。

(司会)

5番の方の事件は、いろいろな争点があつて、審理が長かつたようですが、その後の審理でこういうことをしていくのだなというのは、この冒頭陳述の段階で分かりましたか。

(5番)

最初は何となくという感じだったが、全くもって分からないということはなかったです。

(2番)

結論から言うと分かったということになりますが、一つ思ったのは、焦点を当てるところが食い違う点に絞られていて、逆に言うと共通した部分というのははしょられてしまった感があり、抽選に当たっていきなり裁判というステップから行くと、最初は全体像が知りたかつたというように思いました。ジグソーパズルを埋めていくようなイメージで、証言と証拠で埋めていくということからすると、全体の中で、今の部分がどこなのかというのが分かりにくかつたです。当然、検察官と弁護人の意見というのは合わないのですが、合わない所だけを強調されるとそこが行ったり来たりしたことがあつて、そこはうまくなかつたと感じました。ただ、いただいた資料自体は、それぞれが分かりやすいものでした。

(7番)

事件の内容がかなり複雑でしたので、初めに聴かされたときは正直何が何だか分からなかつたです。でも、間に挟んでもらつた休憩時間に、今は全体の流れを掴む時間だということを、その都度アドバイスしてもらつたので、深く考えなくてもいいとまではいきませんが、とりあえずは、今は全体像を分かるための時間なのだなどと割り切つて聴くことができましたので、裁判官にその点をフォローし

てもらってからは分かりやすくなったと感じました。

(司会)

冒頭陳述で、検察官、弁護人が、事件の概要についてそれぞれプレゼンテーションするに当たり、時間が長過ぎるとか、詳し過ぎるとか、逆に時間が短か過ぎるとか、簡単過ぎるとかといった観点からの御意見はございますか。

(8番)

全てが初めてだったので、詳しいとか、簡単とかという感覚はなく、こういうものなのかと思いました。進んでいく中で分かっていくという感じでした。

(6番)

ボリュームは適当だったと思います。一つ一つ言葉を選んで、裁判員に分かりやすく語ってくれているということが伝わってきました。

(4番)

弁護人の資料の作り方はよかったです、内容がよく分かりました。しかし、検察官の説明は、あまりにも流れ的で、ちょっとよく分からなかったです。専門家には分かるのかもしれないが、素人にはよく分からなかったです。

(司会)

流れ的で分かりにくかったというのは、具体的にはどのようなところだったのでしょうか。

(4番)

「何々をもって、何々をする。」という言い回しが、私たちの身近にはないので分かりにくかったです。検察官からいただいた資料も、公平公正という意味ではよいのかもしれないが、専門的な言葉づかいとか表とかがあまりにもたんとし過ぎていて素人には分かりづらかったです。弁護人の方は、色刷りできれいで見やすかったです。

(司会)

冒頭陳述それ自体は証拠ではなく、あくまで検察官や弁護人が考える事件の概

要であって、証拠はその後に出て来ることになり、証拠と意見は区別してくださいということは、裁判官から何度となく説明されていると思います。次におうかがいしたいのは、実際に、冒頭陳述を聴いた段階で、こんな事件だったのかと思ひ込んでしまうことはなく、あくまで検察官や弁護人の主張でしかないことを御理解いただけたでしょうか。

(2番)

どんな事件かという先ほど御説明したことに繋がりますが、争点は単純で、被告人は偽札の製造には携わず、またリーダー格として使わせたわけでもないし、被告人本人が偽札と認識して使ったかどうかというものでした。全体として分かるかどうかという、それぞれが違う意見を言っているのは分かったということであって、後に証拠調べや評議に入っていくと、検察官は起訴しているので、当然その流れで進めて行くのですが、弁護人は偽札を持っていなかったことを最初に主張していたが、その後主張していた方向と全然違う方向で進んでいたような気がします。審理が進んだ後に振り返ってみると、弁護人が最初に言ったことは何だったのだろうかと思いました。全体としては、それぞれの違いは分かりました。

(司会)

冒頭陳述を聴いた段階で、真実として、そのような事実があったという誤解をしてしまうことはありませんでしたか。

(2番)

それはなかったです。弁護人が主張したものではないところが論点になっていました。偽造通貨を作った人でもないし、リーダー格として使わせたわけでもないし、使っただけということであり、罪が本当かどうかについて審理するに当たっては、それが争点にはならなかったもので、弁護するときの資料に意味があったのかどうか疑問がありました。

(4番)

裁判長が、「これはあくまでも意見です。」と言ってくれていたもので、検察官や弁護人の意見として聴くことができました。

(5番)

意見と証拠段階では、意見を聴いた後、被告人の顔を見て自分が勝手にイメージを作り上げてしまったところがあったように思います。

(司会)

頭の中でストーリーを組み立ててしまったということですか。

(5番)

証拠もないのに勝手に組み立ててしまったという感じです。

(6番)

冒頭陳述を聴いただけで、証拠調べもしたような感覚になったかという質問であれば、そういうことは特にありませんでした。

(7番)

事件の内容が複雑だったので、冒頭陳述の段階では、とりあえず言われたことだけを記憶するのが精一杯という状況でした。

(8番)

7番と同じです。

(司会)

他に冒頭陳述について気になったことはありますか。特に悪かった点について、御意見をいただいた方が、私たちにとっても勉強となりますので、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(経験者)

(発言した者はいなかった。)

(司会)

冒頭陳述が終わると、証拠調べに入りますが、事件によって行われるものや順番などが異なりますが、通常は検察官の請求した証拠の書類を取り調べて、検察

官がその証拠を読み上げる形で証拠調べが行われ、その後、検察官から請求のあった証人を取り調べます。そして、弁護人についても同様に請求した書証の取調べ、証人の取調べというように進み、そして被告人質問を行っていきます。その証拠調べについて、少しお話をうかがいますが、まず証拠書類の取調べですが、検察官や弁護人が証拠の内容を読み上げるのが通常ですが、証拠書類の取調べが分かりやすかったかどうか、具体的には、読み上げられた証拠の内容は記憶にきちんと残ったのかどうか、あるいは詳し過ぎてよく分からなかったということはないかについて、おうかがいしたいと思います。その点いかがでしょうか。

(6番)

被告人も認めていましたし、証拠で分からないことは、特になかったのですが、1点気になったところとしては、現場写真に髪の毛の束のようなものが出てきたのです。それが、犯行時に被告人が被害者の髪の毛を抜いたものなのかどうか気になりました。

(司会)

つまり、現場写真に髪の毛のようなものがあり、それがどういういきさつでそこにあるのか、疑問が残ったということですか。

(6番)

はい。衝撃的な写真でしたので気にかかりました。

(司会)

証拠を読み上げる分量とか、内容については特に問題はありませんでしたか。

(6番)

はい。長いとも短いとも思いませんでした。

(4番)

すごく分かりやすかったです。

(2番)

距離と言いますか、位置関係が分かるために一目瞭然の図面を用意してもらえ

なかったのが残念です。何メートルという表記や全体のレイアウトが分かるものが欲しかったです。

(司会)

位置関係について検察官と弁護人で意見が違っていたわけではないということによろしいですか。

(2番)

そうです。意見が違ったということではなく、説明する地図が複数枚で、被告人が言っている移動した距離と、一部の関係者が証言したこととの関係性について、それがどの位置でどうなったのかについて、具体的にみんなで理解しようとしたときに、1枚ではないので、2枚、3枚と合わせて議論したので、困ったという記憶があります。もう少しコンパクトにして1枚にしてもらっていたら、誰が見ても位置関係が理解できて、すんなり議論できたのかなと思います。

(7番)

紙などで提出された証拠については、分かりやすかったです。読み上げの速さも理解できるちょうどいい速さでしたし、分かりやすかったです。

(5番)

分かりやすかったですと思います。細かく休憩を取ってもらい、その都度、裁判官から今までの証拠の部分についてこういう話だったとまとめてもらったので、分かりやすかったです。

(8番)

証拠は紙に書いてあるのを読むより、現物を見せてもらった方が分かりやすいです。例えば、異形ロープ留めというのは、読んだだけでは何が何だか分かりませんが、実際に見させてもらって分かりやすかったです。写真も何枚か見させてもらって分かりやすかったのですが、次々と写真が替わっていくので、手元の資料を見ているとパッと画面が替わっていってしまうので、もう少しゆっくり見させてもらいたいと思いました。

(司会)

現物を見て分かりやすかったのは、証拠物の関係ですね。凶器になった物をそのまま法廷に持って来てもらって、実際に見て分かりやすかったということですね。

(8番)

はい。

(司会)

次に、事件によって異なるかとは思いますが、証人尋問を行った事件で、証人尋問が分かりやすかったかどうかをおうかがいしたいと思います。尋問を聴いて、尋問の位置づけが分からない、なぜそんな質問をするのか分からないというようなことはなかったでしょうか。要するに、証人尋問を聴いて、事実はどうだったのだなど、心証を取らないといけないのですが、皆様が心証を取りづらい証人尋問でなかったかどうかという点については、いかがですか。

(5番)

分かりやすかったと思います。ただ聴いているだけでした。

(司会)

証人尋問は、検察官、弁護人の双方からするのですが、いずれも分かりやすかったですか。

(5番)

そうですね。そのときはたまに弁護人がちぐはぐなことを言われましたが、裁判官がみんなに分かるように修正してくれました。

(司会)

裁判長が法廷で修正していたということですか。

(5番)

はい。

(2番)

分かりやすかったと思います。特に裁判員が質問したいことをピックアップしていて、共通して疑問に思っていることについても誰が質問するのかとか、そのようなことを裁判官が受け止めてくださり、いい流れを重ねていったという感じがしており、検察官を含めて、尋問はよかったと感じました。

(司会)

2番の方が担当された事件では、検察官が請求した証人が多かったようですが、検察官が聞き、弁護人が聞いて、それでもなお裁判員に疑問が残ったということですか。そうすると、裁判員に対し疑問を残すような尋問であり、双方の尋問に足りない部分があったということになりますか。

(2番)

先ほど申しあげましたように図面もそうですが、そういうことも含めて、少し足りない部分があるように感じました。平成25年元旦に起こった事件が、1年経過後の平成26年に裁判が行われていることもあり、調書をとられたのは事件が起こってすぐであったことから、証言の内容を当時の真実に近づけていくことについて、ちょっと足りないのではないかと思ったことがありました。尋問している側は、それはそれで十分尋問していただいているのだとは思いますが、受け取る側にもそれぞれの受け取り方がありますので、そこはどうしても掘り下げて聞きたいという部分が私にはありました。足りないというか、それぞれの段階を踏んで補う部分を問いかける場を作っていただきたいというのがありました。

(8番)

証人尋問自体は、分かりやすかったと思います。被害者側の証人が、すごく弁護人に対して、つんけんした態度を取っていて、そういう姿が印象に残りましたが、こういうものかなとも思いました。質問はただ聴いているだけでしたが、理解はできたと思います。

(7番)

事件が複雑ということもありますが、最終的には、どうしてそこに行ってしまう

ったのかという感情の揺れ動きみたいところが、量刑をどうするのかというところに繋がっていたのかなと思います。証人尋問を行う中で、それぞれの段階で、そうなのか、そういう意見なのかと一つ一つの事実を聴いて理解をし、その場で疑問に思ったことについて質問させてもらうという流れでした。そこで行われたことが、検察官や弁護人が、それぞれ裁判として持って行きたい方向であるならば、あれだけ複雑な気持ちの揺れ動きをどのように解釈するのかというところが、最終的な争点だったのかなと今となって思うところではあるのですが、そのように思うと、検察官や弁護人が、証人に対して聞く内容や持って行き方というのは、よかったのではないかと思います。

(司会)

6番の方が担当した事件では、検察官の請求した証人はなく、弁護人からの証人請求のみでしたか。

(6番)

怖くて出られませんということで、陳述書が読み上げられました。

(司会)

被告人質問を含めて、質問の意図や答えている内容に、分かりにくいところはありませんでしたか。

(6番)

特にありませんでした。

(司会)

4番の方が担当した事件も、弁護人側の証人と被告人質問だけだったかと思いますが、分かりにくいということはありませんでしたか。

(4番)

証人が出て来られず、陳述書を読み上げただけでした。証人は目の当たりにしていないので、感情に引っ張られることなく評議に臨めたと思います。

(司会)

被告人質問はいかがでしたか。

(4番)

被告人に対して、裁判長が「何回叩きましたか。」としつこいくらいに聞いていたので、回数はどうしてそんなに大事なのかなと思いました。私たちであれば、三、四回以上ならば複数回とくくってしまいがちですが、裁判官は、被告人が覚えていませんと言っても、「十何回ですか。」としつこく聞いていたので、そこまで大事なのかなと思った記憶があります。

(司会)

証拠調べにおいて、人の供述した内容を聴き取った調書を読み上げるという方法と、法廷で証人に直接話をしてもらうという方法とではどちらが記憶に残りやすい、あるいは話が分かりやすいと感じましたか。

(7番)

記憶に残るという面ではその場で生身の人に話をしてもらった方が、その場で表情や話の間合いが実感できるので、記憶に残りやすいと感じました。裁判員裁判に参加してから半年近く経っているので、書面の内容については覚えていません。裁判員としても疑問に思ったことを直接証人に尋ねることができるので、その方が自分の疑問も取り除けるし、インパクトもあります。

(8番)

私も法廷で直接証人に聞いた方が分かりやすいと思います。私が経験した事件では、同一人物について調書の取調べと、法廷での証言の両方がありましたので、それを実感することができました。

(司会)

ほかの方でも、同一人物について調書の取調べと証人尋問の両方を行ったという経験をされた方がありますか。あったとしたら、どちらの方がよりインパクトが強いつ感じましたか。あるいは、そういうケースでなくても調書の読み上げと証人尋問のどちらが理解しやすさとかインパクトがありますか。

(2番)

証人の話を法廷で直接聴いた方が頭に入りやすいとは感じたのですが、私が経験したのは、事件発生から1年後に裁判が行われた事件だったので、証人が捜査機関に調書をとられたのも1年前ということで、人の記憶には揺らぎがあるもので、事件発生から近い時期に作成された調書の方がより正確なのではないかという面もあるように感じました。例えば、弁護士から、調書の記載を参照して「こういうことがありましたね。」という問いがされても、証人がそのとおりであったか断言できなくなっていました。証人としては事件発生当時話したことでも、1年も後にこのような裁判になるということは予想もしていなかったはずで、そのまま忘れないでいようという意識もないわけですから、調書を作成した時点では正確に答えたはずのことでも、後になると分からなくなることがあるということだと思います。ただ、どちらが印象に残ったかといえは、生身の人から聴いた方だとは思いました。

(5番)

私の経験した事件では、被告人に対する質問と答えが通訳を通して行われたので、被告人の感情が私たち裁判員に届かないと感じました。調書と法廷での尋問のどちらがよりインパクトがあるかと言われると、2番の方と同じ意見で、法廷での証言の方が理解もしやすいと思います。ただ、同じ言葉でも、通訳を通すと、方言などもなく、通訳した人の標準語で聴くことになるので、生身の人の話としては思いが伝わりにくいと感じました。

(6番)

被害者の思いが陳述書の形で読み上げられたのですが、その中の被告人に対する「1日でも長く刑務所にいてほしい。」という言葉も、生身の人の声でないと伝わりにくく、そういう声を聴かないと、どうしても目の前にいる被告人の方に気持ちがいってしまおうと感じました。被害者が法廷で直接話してくれたら印象も違って響いていたと思います。それがないと、どうしても認めて頭を

下げている被告人に目がいきがちだと感じました。

(司会)

4番の方の事件では被害者の遺族の意見陳述が、裁判長が書面を代読する方法で行われたのですが、どのようにお感じになりましたか。

(4番)

被告人が方言で話していたので、さきほど5番の方がおっしゃったように、細かいところが伝わってきました。逆に意見陳述は、文章を読み上げるだけだったので、つらい思いをされているというのは分かるのですが、目の前の被告人に目がいってしまいがちでした。

(司会)

証拠としてご覧になった写真の中で、ご覧になったことによって気分が悪くなったといったものはありませんでしたか。7番、8番の方の事件では、殺人事件で死体をイラスト化した図にしていますが、どうですか。

(7番)

私は、大丈夫でした。

(8番)

私も大丈夫でした。反対に、顔以外はイラストにしなくても写真でいいと思いました。解剖の写真は見たくありませんが、それ以外の傷についてはイラストでなくて写真でいいと思いました。

(司会)

同じように殺人事件を担当された4番の方はいがかでしょうか。

(4番)

血だまりが映っている写真はいやでした。

(司会)

ほかの事件で精神的にプレッシャーになる証拠があった方はありませんか。

(2番)

問題ありませんでした。

(5番)

私も大丈夫でした。

(6番)

トラウマになるようなことはありませんでしたが、怖くて心配していました。

(司会)

次に評議に関してお話をうかがいますが、被告人が事実関係を争った事件、事実関係を認めたものの、犯行に至る経緯について争った事件、特に被害者を始めとする証人の話が信用できるか否かに争いがあつた事件もあつたかと思いますが、苦勞した点はありませんでしたか。

(2番)

裁判員、補充裁判員それぞれが年齢層も高めで経験豊富な人が多く、職种的にも偶然詳しい方がいて、その経験が活かしたということもあり、そういう意味で相互に補完し合うことができよかつたと思います。評議では裁判官にもリードしていただいたのですが、それぞれが持つ疑問を一つ一つ解消していくことができました。

(司会)

証人の話の信用性について、どういうことに着目したらいいのかや、どのように判断したらいいのか分からなかつたということはありませんでしたか。

(2番)

「こんなことを言ったら○、こんなことを言ったら×」という雰囲気ではなくて、それぞれの立場で自由に意見を述べ合いました。人によって違つた角度でものを見ることもできるので、意見を交換する中で考えを修正し、最後はこういうことに間違いないという総意に達することができました。評議に当たっては、法廷で出された証拠がすべてそろつているわけではないので、取り寄せていただくのに手間がかかつたり、取り寄せができなかつたりしたものもあり、

そういう意味で、証拠により事実確認をしたいという時に不自由をしたことはありました。それ以外についてはよかったと思います。

(司会)

そうすると、評議自体は意見が言いやすかったということですか。

(2番)

そうですね。裁判長のリードもよかったと思いますし、裁判官から「何色に染める」というような発言も当然なく、専門用語や、何が問題なのかというポイントを分かりやすく説明いただきました。そうして、予定されていたよりも早く結論を出すことができてよかったと思います。

(司会)

事実認定の評議の関係で5番の方はいかがでしたか。

(5番)

事実関係に争いのある事件でしたが、評議の中で全員がそれぞれいろいろな意見を出し、少しずつ納得し合いながら、判断していきました。評議は充実していたと思います。証人の供述を信用できるか、判断の仕方が分かりにくいということはありませんでしたが、裁判官や他の人の意見を聴きながら判断することができました。

(司会)

量刑に関しては、裁判官から「行為責任の原則」という言葉の説明があったと思いますが、それは分かりやすかったですか。また、量刑については裁判官からグラフを示したと思いますが、示されたタイミングは適切であったでしょうか。

(4番)

グラフで、このような殺人事件ならこれくらいということ、単にこれくらいだという結論だけ言われるのではなく、1件1件丁寧に私たち素人にも分かりやすく説明してもらえまして、刑を決めるための考え方に関する説明にお

いても、「事実だけを見てください。」と言ってもらえたので、考えやすかったです。

(6番)

裁判官には一人一人の意見を尊重していただき、評議をスムーズに導いてもらえたので、分かりやすく、かつ、間違いのない判決を出したという確信を持ってました。どのように刑を決めていくのかという考え方についても、パソコンを使って説明いただき分かりやすかったです。

(8番)

担当した事件と似ている事件をピックアップし、これくらいの事件なら大体これくらいの刑というのをグラフで示してもらいましたので、分かりやすかったです。ただ、最初に懲役13年という数字を見てしまうと、求刑の懲役15年と、どちらを基準に考えるのかで悩みました。量刑の考え方についての説明については大体理解できました。

(7番)

個人的には、初めは求刑を聞いて「人の命を奪ってこれだけの刑か」と思い、もやもやした気持ちを持っていましたが、量刑についての評議の冒頭で、「刑法では」、「殺人事件とは」という話からスタートしてもらい、冷静に法律的にどのように考えるべきかという説明をしてもらえたので、すっきりしました。私たち素人が一般人としての気持ちを持ちながらも、感情的に逸脱しないよう導いていただけたので、今考えると、その流れはよかったと思います。

(5番)

グラフは分かりやすかったです。他の人の話を聴いて、意見を変えることがあったものの、最終的には自分なりに決断をしましたが、重い判断で厳しいものがありました。

(2番)

グラフについての説明は丁寧で、タイミングよく進められていたと思います。

納得できる総意が形成でき、量刑の決め方としてその流れは分かりやすくよかったと思います。

(司会)

次に裁判員の選任手続についてうかがいます。事件によって、裁判員選任手続期日に引き続いて同じ日に第1回公判期日を開いた事件と、選任手続期日と第1回公判期日を別の日に行った事件があるのですが、そのどちらがよいかについて意見をお聴かせください。

(2番)

結論から言えばどちらでもいいと思いますが、私の場合は、選任手続期日と第1回公判期日が別の日に指定されていた事件で、裁判員に選任された日がちょうど大雪の日だったので、早く帰宅することができてよかったです。

(4番)

裁判員に選任されて、その日に公判期日が始まりましたが、自分としてはまさか本当に選任されるとは思ってもおらず、自宅で洗濯物を外に干したまま裁判所に来てしまったので、別の日にしてもらいたいと思いました。

(5番)

どちらでもいいと思います。

(6番)

心の準備ができるよう、別の日に分けてやっていただいた方がいいという考えもあるかと思いますが、仕事の関係などで同じ日に行った方が合理的なのではないかと思います。

(7番)

同じ日の方が合理的なのでいいと思います。ただ、選任された日はすごく緊張するので、とても疲れます。そういう意味では別の日がいいと思います。

(8番)

選任手続期日では自分が裁判員に選任されたことにとても驚きました。心の

準備をする上で別の日の方がいいと思います。

(司会)

裁判員を経験されたことを家族や職場などで他の人にお話しされた方もあると思いますが、その反応はいかがでしたか。

(2番)

私の職場には当時8人がいたのですが、そのうち一人は裁判員を経験済みで、私は事前に選任手続の話も含めて聞いていました。そういうこともあって、税金を払ったり、選挙に行ったりというのと同じような当たり前の感覚になれました。私は官公庁に勤務していることもあり、裁判員として裁判所に出頭することについて職場では反論されることもなく、温かく送り出してもらえました。

(4番)

家庭での理解を得るための戦いでした。

(5番)

社長に話ただけで、ほかの人には経験談を話していません。

(6番)

職場で話してみたところ、「私はいや。」という人もいましたが、興味を持って聞いてくれる人もありました。

(7番)

私の職場には10人くらいがいますが、みんな裁判のことは何も話してはいけないと思っていることに気付きました。裁判はオープンで行われているので、法廷で見聞きしたことは話してもいいとされているのに、それもだめだと考えている人が多いと思うのですが、「守秘義務があるので話してはいけない」というPRの力はすごいんだと思いました。

(8番)

家族や両親には羨ましがられました。私には保育園に通っている子どもがいるので、母が数日間家に泊まり込み、送り迎えをしてもらいました。また、職

場では「すごいね。」と言ってもらい、裁判所に来ることができたのですが、選任手続期日から公判期日までの期間が短かったため、仕事の上で、私が選任された場合の代替りの人を頼むのになかなか決められなかったので、選任手続を、公判期日よりもっと早くしてほしかったと思いました。

(検察官)

8番の方は、死体の状況について、顔以外の部分はイラストではなくて、写真が見たかったということをおっしゃいましたが、その理由をお聴かせください。

(8番)

精神的なストレスのことを考えてイラストにしてもらえたのかなと思いました。負担に思う人もあるかもしれませんが、私は個人的にはそこまで考えてもらわなくても写真で大丈夫です。

(検察官)

6番の方は、被害者の「怖くて裁判所に出て来られません」という陳述書について、法廷で直接話してもらった方がより気持ちが伝わるということをおっしゃいましたが、証人が出頭することなく、陳述書が、読まれただけだったことで、事実の認定や刑の重さを決めるときに影響があったかどうかお話しいただけますか。

(6番)

気持ちは動くのですが、それで影響があったとは思っていませんし、量刑が変わることはありません。しかし、反省していることが伝わってくると応援したくなるような気持ちになりますので、心証に違いが出るのではないかという印象を持ちました。

(弁護士)

検察官や弁護人が冒頭陳述や論告弁論で行ったプレゼンテーションの方法についてうかがいます。津では、検察官はカラー刷りの資料を配布して、パワーポイントを使用して説明を行う一方、弁護人は人によってまちまちで統一され

ていません。みなさんが経験された事件で、弁護人は検察官と同じようにパワーポイントを使用していましたか。それから、資料の配布だけ、又は資料もなかったもので、分かりにくかったということはなかったでしょうか。順にお聴かせください。

(2番)

パワーポイントを使用していたと思いますが、それよりも配布されたB4判くらいの資料が、文字が詰まっていて、どこから説明しているのか、何がポイントなのか分かりづらく、もっと内容を整理してもらいたいと感じました。

(4番)

紙の資料だけだったと思いますが、検察官のものも弁護人のものもどちらも分かりやすかったと思います。

(5番)

はっきり覚えていませんが、弁護人もパワーポイントを使用していたかもしれません。紙ベースの資料もありましたが、資料はいずれも分かりやすかったです。

(6番)

パワーポイントを見たという記憶です。困ったことはありませんでした。

(7番)

紙の資料だけだったと思いますが、検察官のものも弁護人のものもどちらも分かりやすかったと思います。

(8番)

検察官の資料がカラー刷りで分かりやすかったと感じました。人間関係が複雑な事件だったので、相関図があり、文章だけよりも分かりやすかったです。

(司会)

最後に、裁判員経験者のみなさんから、これから裁判員になる方へのメッセージをいただけたら、お願いします。

(2番)

ぜひ時間を作って参加してもらいたいと思います。

(4番)

ぜひ機会を作って参加してもらいたいと思いますし、小さい子どもがいる人も進んで参加しやすいような状況をみなさんで作ってもらえたらありがたいと思います。

(5番)

自分の担当した事件は強盗致傷事件でしたが、殺人事件はちょっと怖いと思います。しかし、よい経験になると思います。

(6番)

裁判員のそれぞれがどんなことでもいいので自分の意見を述べていただきたいと思います。それを受け入れてもらえる環境にあるのでいいと思います。

(7番)

裁判員になるというのは、なかなかできないよい経験です。裁判員を経験した後、ものの見方、考え方が、感情に揺り動かされないように変わり、物事の解決の仕方を学ぶことができるので、ぜひ参加すべきだと思います。

(8番)

一生に一度できるかどうかという経験です。裁判所というと、重くて堅いイメージがありましたが、実際には和やかでいいイメージに変わりましたので、他の人にもやってもらいたいと思うようになりました。

以上